

急接近する改憲と次期意見広告運動

井上 澄夫

私は第二期から第四期（「九条実現」広告）までの事務局を担当してきました。しかし次の第五期意見広告運動については、本年一月十五日、自民党が立党五〇年にあたって「新憲法草案」を発表する予定なので、それを踏まえて、来年（二〇〇六年）五月三日の憲法記念日に新たな意見広告を出すという、おおまかに合意がなされつつあるだけで、その内容をどうするかという議論は、市民の意見30の会・東京（以下「30の会」）でも始まつたばかりです。次期（第五期）運動の事務局つくりはこれからですから、本稿は30の会・事務局の一員として書くことにします。

五月三日に『朝日』『毎日』両紙の全国版に掲載された「九条実現」広告は、またもや爆発的な反響を呼びました。そのため会計報告を含む残務処理は七月まで続きました。しかしその時期にはすでに陸上自衛隊の第七次イラク派兵（福岡から）が始まつていて、その後の第八次派兵（熊本から）も浮上しつつありました。そこで北海道から沖縄まで各地で反戦・反派兵運動を持続している運動体のネットワーク「イラク派兵に反対する全国共同行動」（市民意見広告運動を支える強力なネットワー

クもあります）は、広島で八月六日、全国会議を開きました。私も世話を一人として参加しましたが、そこで決まった重要事項の一つは、熊本からの第八次派兵に反対する運動を全国共同行動全体で取り組むということでした。そこで同月中旬、私は熊本におもむき、「自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本」の人たちと共に闘ついて話し合いました。ありがたいことに協議はたちどころに実を結び、全国的共闘の基礎ができました。

しかしここ数年、意見広告運動に打ち込んだことで身体が極度に衰弱していたのでしよう。帰京直後に帯状疱疹（水疱瘡）にかかりてしまい、医師に十日間の絶対安静を命じられました。久しぶりに寝起きりの身の上になり、蝉時雨や台風が電線をうならせる音に聞き入りながら、じっと思いをめぐらせていました。私は一四年前にわずらつた脳梗塞の後遺症である左半身のマヒとつきあつていますが、マヒしている左足は歩行の際つかい棒程度の役割しか果しませんので、右足を軸に杖を用いて歩きます。ところが帯状疱疹はその右足の太ももに集中したため、その部位に神経痛が頻発するようになりました。幸

い痛みはいくらか緩和され何とか歩行できるようになりましたが、主治医がこの際、一切合切検査しようと言うので、あれこれ検査を受けているうちに、父が九月七日、急に亡くなりました。享年八七歳でした。

父の最期には弟が付き添いました。弟は定期的に父を見舞い、私の活動をずっと父に伝えていたようです。父は戦争体験者として「九条実現」広告を強く支持していたので、私たち兄弟は寝棺に花々とともにA4版の「九条実現」ポスターを添えました。

ところで「九条実現」広告については、私の闘病中こういう報告がもたらされました。韓国の大手紙「アジアの平和と歴史教育連帶」というグループが、日本の『読売』全国版や『朝日』『毎日』両紙の地方版、『愛媛』『熊本日日』などの地方紙に意見広告「扶桑社版歴史教科書の採択を憂う韓国市民の思い」を掲載しました。海を越えて日本の新聞に掲載されたこれらの広告は大きな影響を与え、各地で扶桑社版教科書を不採択にさせる上で大きな力を發揮しました。九月の初め私の知人がソウルにある同グループの事務所を訪ねたのですが、なんと事務所の壁に「九条実現」ポスターがでんと貼られていたというのです。意見広告を通じて日韓市民の交流・連帯がこんな形でなされているのは本当にうれしいことです。知人から少しばかり興奮気味の電話を受けて、私は暗闇に一条の光明を見出した思

さて今年六月頃の国会での改憲派の動きは、四月中に衆参各院で憲法調査会が最終報告書を提出したのだから、国会における論議は尽くされた、今やいよいよ国民投票法案を審議する常設の委員会を両院に設置すべき段階で、それを急ごうというものでした。憲法九六条は憲法改正手続きを定めていますが、国会でどの機関が国民投票法案を審議するかについては触れていません。ですから国会法をえて改憲のための常設機関を設置しなければならないというわけです。その国会法改正について自民・公明両党は昨年末合意に達しているので、あとは民主党との協議が必要とされ、しかも同党は協議に応じる姿勢をみせていました。しかし郵政民営化法案をめぐる対立が激化したあたりで協議は行なわれず、八月八日の衆院解散で国会法改正案提出の動きはいつたん棚上げになりました。

九月一日の衆院選の公約では、自民党は一ヶ月一五日までの「新憲法草案」の策定とともに国会法改正案および国民投票法案の早期成立を掲げ、公明党は国会法改正について本年内に成案を得て来年の通常国会での成立をめざすとしていました。小泉首相は「郵政選挙」を呼号し改憲問題が焦点化することをひたすら回避し続けましたが、与党にとって「憲法改正」は揺らぐことのない既定の方針です。

そして残念ながら、九月一日の衆院選の

結果は、マスメディアの強力な追い風を受け、予想をはるかに超える自民党の圧勝に終わりました。自公連立政権は衆議院で改憲の発議ができる三分の二以上の議席を確保しました。発議については参議院でも三分の二以上に賛成が必要ですが、自民党の圧勝で改憲に向けた動きは一気に加速する気配です。政府・与党は九月二一日から始まる特別国会で郵政民営化法案を成立させようとしていますが、九月一四日付各紙は同日、自民・公明・民主の三党が国民投票法案を審議する常任の「憲法調査委員会（仮称）」を衆院に新たに設置することで合意し、そのための国会法改正案を特別国会に提出すると伝えました。しかもその後、自民・公明両党は、衆院での決議を必要としない議院運営委員会での「特別委員会」の設置で合意しました。事態は急を告げています。

ところで意見広告運動を成功させるには事務局作りを含め周到な準備が必要です。しかもこれからはこれまで以上に、どのような内容（表現）で世論に訴えるかが問われます。この運動第一期の二〇〇三年頃は、意見広告運動に取り組むグループはそう多くありませんでした。しかし今や意見広告はまさに〈花盛り〉です。全国紙にも地方紙にもさまざまなサイズの意見広告が次々に登場しています。今年五月三日の憲法記念日には、私たちを含む反戦市民グループのほか、共産党系や社民

党系の諸団体が二六以上の反改憲広告を諸紙に掲載しました。この傾向は今後も続くでしょうから、私たちは様々な反改憲運動と連帯しつつ、アピール力のある創造的な表現を追求すべきでしょう。自民党の「新憲法草案」を根本的に批判しつつ憲法改悪反対の世論を拡大するには、どのような広告を掲載すべきか知恵を寄せ合う必要があります。

前回の「九条実現」という表現が圧倒的な支持を集めたのは、憲法の前文と九条があるにもかかわらず日本の戦争国家化がどんどん進行していく、このおぞましい惨状を直視するなら、誰もが九条の文言が意味するものを自分たちの力で実現しなければならないと強く深く思うからでしょう。「九条実現」は今後も私たちの基本的なスタンス（立場）だろうと思います。九一一衆院選の結果に落胆した人は多いでしょうが、魯迅は「安易な絶望は根拠のない希望と同じ」とのべています。日本を「戦争をする国」にさせないため、ともに努力を続けましょう。新たな意見広告について、どんどん意見をお寄せ下さい。

務局

(いのうえすみお 市民の意見30の会東京・事務局)

